

令和7年厚岸町議会第1回定例会

議案審査特別委員会

| | | |
|------|----|---------------------|
| 招集期日 | | 令和7年 3月 5日 |
| 招集場所 | | 厚岸町議場 |
| 開閉日時 | 開会 | 令和7年 3月 7日 午前10時01分 |
| | 閉会 | 令和7年 3月 7日 午後1時08分 |

1. 出席委員並びに欠席委員

| 議席番号 | 氏名 | 出席○ 欠席× | 議席番号 | 氏名 | 出席○ 欠席× |
|------------------------|-------|------------|------|-------|------------|
| 1 | 竹田敏夫 | ○ | 8 | 石澤由紀子 | ○ |
| 2 | 室崎正之 | ○ | 9 | 桂川実 | ○ |
| 3 | 佐藤淳一 | ○ | 10 | 堀守 | ○ |
| 4 | 金子勇 | ○ | 11 | 杉田尚美 | ○ |
| 5 | 音喜多政東 | ○ | 12 | | ○ |
| 6 | 中川孝之 | ○ | | | |
| 7 | 南谷健 | ○ | | | |
| 以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名 | | | | | |

1. 議場に出席した事務局職員

| | | |
|------|------|--|
| 事務局長 | 議事係長 | |
| 亀井泰 | 佐藤浩之 | |

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

| 職　名 | 氏　名 | 職　名 | 氏　名 |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町　長 | 若　狭　靖 | 教　育　長 | 滝　川　敦　善 |
| 副　町　長 | 石　塙　徹 | 教委管理課長 | 諸　井　公 |
| 総　務　課　長 | 布　施　英　治 | 教委指導室長 | 藏　光　貴　弘 |
| 総合政策課長 | 三　浦　克　宏 | 教　委　生　涯 | |
| 危機対策室長 | 四　戸　岸　毅 | 学　習　課　長 | 車　塙　洋 |
| 税　務　課　長 | 鈴　木　康　史 | 監　査　委　員 | 黒　田　庄　司 |
| 町　民　課　長 | 渡　部　貴　志 | 監　査　事　務　局　長 | 川　越　一　寿 |
| 保健福祉課長 | 早　川　知　記 | 農　委　事　務　局　長 | 江　上　圭 |
| 環境林務課長 | 真　里　谷　隆 | | |
| 水産農政課長 | 高　橋　政　一 | | |
| 観光商工課長 | 田　崎　清　克 | | |
| 建　設　課　長 | 堀　部　誠 | | |
| 病　院　事　務　長 | 星　川　雅　美 | | |
| 水　道　課　長 | 高　瀬　順　一 | | |
| 会　計　管　理　者 | 塙　田　敦　子 | | |

厚岸町議会第1回定例會議事日程

(7. 3. 7)

| 日 程 | 議 案 番 号 | 件 名 |
|-----|---------|-------------|
| | | (議案審査特別委員会) |

厚岸町議会 議案審査特別委員会

令和7年3月7日
午前10時01分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、議案審査特別委員会を開会いたします。
議案書は、11ページから22ページまでになります。
議案審査の前に、進め方についてお諮りいたします。
進め方は、本委員会に付託されました議案第33号 工事請負契約の変更についてから、
議案第38号 工事請負契約の変更についてまでの6件一括で審査したいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。それでは早速、6件一括で審査を進めてまいります。
質疑ございませんか。
7番、南谷委員。

- 7番（南谷委員） 議案第33号から38号までの6本の議案は、令和6年4月2日臨時会で議決承認したものでございます。
今回上程の6本の議案は、おのおの工期を4か月、123日延長し、この延長により発生する工事請負額の増額分、合計で3,457万8,000円を工事請負契約に追加すると理解をさせていただきました。2月25日の議員協議会でおおむね工期延長になった説明を伺いましたが、改めて工期延長の原因を配付資料に基づき説明していただきたい。
さらには、6議案の増額分の内訳内容を説明してください。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。
配布しました資料の1ページ目が工程表、それから2ページ、3ページ目が柱状図、
4ページ目が事業費及び財源内訳となってございます。
それでは、まず工程表について説明させていただきます。表の上段部分、建築主体工事であります、その1につきましては、黒横線のとおり当初令和6年5月1日から令和7年6月30日に完成予定となっていましたが、赤横線のとおり4か月延長し、完成が令和7年10月31日とするものであります。その2につきましては、現在使用しています生活改善センターの解体工事も含みますので、始まりはその1と同様に令和6年5月1日からでありますが、完成は、11月28日に完成予定となっていましたが、その1と同様に4か月延長し、完成が令和8年3月31日とするものであります。

4か月の遅延につきましては、その下に示してありますように杭工事、土工事、山留め工事、躯体工事、解体工事の内容であります。

初めに、杭工事についてであります、令和6年6月1日から建築主体その1工事、その2工事おのおの同時に施工開始とする計画でした。本工事におきましては、杭打ち機は道内に1機しかなく、計画当初は北海道新幹線関連工事で使用していましたが、北海道新幹線関連工事の遅延に伴い搬入時期が遅れることとなり、また、同時施工する計画であったもう1機についても、道外での再開発工事の遅れによって搬入が大幅に遅延する結果となり、1台は令和6年6月26日に、もう1台は令和6年7月1日に着手することができ、杭工事を開始後、土曜日、祝日も工事を行い工程の短縮を図りましたが、

当初計画の杭工事の工程から 30 日の遅れが発生した内容であります、いずれも事前に各工事が遅延することは予測できなかつたものであります。

次に、杭工事の表の下、土工事、山留め工事であります。山留め工事におきましては、鋼矢板を自立工法で計画しておりましたが、2 ページ、3 ページにボーリングの柱状図を示させていただきましたが、現地での 4 か所のボーリング調査時において、それぞれ場所にもよりますが、調査時においては水位が地面から 2 メートルから 2 メートル 50 センチ前後あったものが、施工時において 90 センチから 1 メートル 10 センチ前後となっていたことから、地下水位が想定より高く、施工業者と施工協議した結果、鋼矢板が自立しない可能性があるため、安全性を考慮し切梁 1 段を追加設置することとしました。これにより掘削、躯体工事、埋戻しで工程が細分化され、全体工程に遅れが生じましたが、多くの掘削重機等を投入し工程の短縮を図るよう努力したところであります、地下水のくみ上げや掘削及び掘削土の搬出に時間を要したことなどから予定どおり工事が進まず、当初計画の土工事の工程から 15 日の遅れが発生したところであります。

次に、躯体工事であります、杭工事、土工事、山留め工事の遅延の影響で、その後の躯体工事についても、厳冬期になったことで、コンクリート打設時の養生を行うための養生仮設の組立て、暖房機器の設置、裁断、養生仮設等の撤去、盛替えのサイクルがコンクリート打設ごとに発生し、躯体工事の完了までにこのサイクルが 8 回あります、躯体工事の当初計画工程から 30 日の遅れが見込まれることとなりました。

次に、仕上げ工事であります、杭工事、土工事、山留め工事、躯体工事の遅延の影響で仕上げ工事、電気設備、機械設備の工事施工時期内に完成が難しいことから、杭工事、土工事、山留め工事、躯体工事の遅延に加え 45 日の遅れが見込まれることとなっております。

次に、解体工事であります。建築主体工事の遅れによりまして、当初は令和 7 年 7 月 1 日から工事に着手し 11 月 28 日に完成する予定でしたが、先ほど説明いたしました建築主体工事の 4 か月の遅れによりまして、着手を令和 7 年 11 月 1 日に、完成を令和 8 年 3 月 31 日にする内容となっております。

次に、電気設備工事であります。建築主体工事の表の下段になります。黒横線のとおり当初令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日に完成予定となっていましたが、赤横線のとおり建築主体工事の遅れにより 4 か月延長し、完成が令和 7 年 10 月 31 日とするものであります。

次に、電気設備工事の表下段、機械設備工事であります。電気設備工事同様に、黒横線のとおり当初令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日に完成予定となっていましたが、赤横線のとおり建築主体工事の遅れにより 4 か月延長し、完成が令和 7 年 10 月 31 日とするものであります。

最後に、表の一番下段であります外構工事であります。当初は令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月末までの施工予定としておりました。建築主体工事その 2 の工期延長により、生活改善センターの解体工事が令和 8 年 3 月 31 日までとなったため、現時点では令和 8 年 6 月以降から施工する予定としております。

次に、2 ページ、3 ページ目の資料、ボーリング柱状図の内容についてご説明いたします。

2 ページをご覧願います。

図面中央の表がボーリング柱状図ナンバー 1 で、その右隣がボーリング柱状図のナンバー 2 となっております。このナンバー 1 とナンバー 2 であります、図面左下地図を見ていただきたいと思いますが、ボーリング調査時の位置図、平面図となっており、図面中央生活改善センターの右側が建築主体、電気設備、機械設備工事その 2 の工事となっております。

ナンバー 1 は、建物平面図左上の位置となり、ナンバー 2 は建物平面図右側中段よりやや上側の位置となります。また、図面左側上段位置にそれぞれ 2 か所のボーリング調査時と施工時の地下水位の数字を示しております。

3ページをご覧願います。

図面中央の表がボーリング柱状図ナンバー3で、その右隣がボーリング柱状図ナンバー4となっております。このナンバー3とナンバー4であります、2ページ同様、図面左下地図を見ていただきたいと思いますが、ボーリング調査時の位置図、平面図となっており、図面中央生活改善センターの下側の町有地右側が建築主体、電気設備、機械設備工事その1の工事現場となっております。

ナンバー3は、建物平面図左側中段の位置となり、ナンバー2は、右側スロープ下側の位置となります。また、図面左側上段位置にそれぞれ2か所のボーリング調査と施工の地下水位の数字を示させていただいているところであります。

この柱状図についてであります、柱状図とは、地盤に掘削で穴を開けましてサンプルを採取してボーリング調査を行い、地層の土質を評価した資料となっております。柱状図を見ると、地中の土質や地盤の硬さ、建物の重さを支える地層、支持層の有無など分かります。

この結果を踏まえまして、土工事をどうするのか、杭の長さをどのくらいまでにするかとか、建物の構造をどうするのかの検討をするための一つの資料となるものでございます。

また、ボーリング調査であります、ボーリング調査とは、地盤を掘削して穴を開けてボーリングロッドという円筒形の管を打ち込みまして、地盤の硬さや支持層の深度や地下水位等を調べたり、土の試料を直接採取したりして地質を調べるものであります。

先ほども申しましたが、地下水位につきましては、調査時は2メートルから2メートル50センチ、施工時におきましては90センチから1メートル10センチとなっております。また、土質につきましては、地盤から3メートルまでは盛土や火山灰と砂礫（砂や小石）、3メートルから9メートルまでは砂礫や礫混じり、砂質シルトの地層となっており、それより下、9メートルから35メートルまではシルトで、さらにその下は風化礫岩となっております。

3,500万円の事業費の増額であります、これにつきましては工期の延長をしたこと、共通費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の経費率が変更となつたため、それぞれ増額となっているところであります。

私からは以上となります。

- 委員長（竹田委員） 7番、南谷議員、少し待ってもらってよろしいですか。
休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
建設課長。

- 建設課長（堀部課長） 工程表の資料でございますが、表の中段から下の部分の解体工事の注釈でございますが、建築主体工事の完成が遅れたで終わっており、また、その電気設備工事、機械設備工事のそれぞれ完成が遅れたで終わっておりましたが、「ため」に修正していただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

- 委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

- 7番（南谷委員） 答弁はいいのですけれども、一回目の質問で、全体像を言っているのです。原因になるところをと言っているのです。ただ要らないところを省いてほしか

った。

それから、2点目の内訳なのですけれども、アバウト過ぎないですか。遅れたからこれだけかかるというのだけれども、ある程度このくらいの数字があるとかとこれを分解してほしかったのです。この日数までは要らないにしても、もう少しちゃんと説明してください。これについては答弁は要りません。

次に参ります。今回の工事の遅れは、杭打ち工事の大型杭打ち機械搬入の遅れと、地下水の水位が高かったことが主な原因と私なりに理解をさせていただきました。初めに、杭打ち機械搬入の遅れの関係でお尋ねさせていただきます。

道内に1台、道外でも数台しかない機械が、予期せぬ大型事故の遅延により搬入が遅れたという説明がありました。この予期せぬ大型事故の遅延という説明でございますが、この説明では足りません。我々は発注しているわけですから、違う業者から借りてくるわけだけれども、どんなことで遅れたのか、この理由を説明してください。

それと、道内に1台しかなく、道外に数台しかないことは、この入札時に分かっていたことだと思うのです。その大型杭打ち機というものは数ないということが分かっている中で応札されたのではないかなど私は思うのです。予期せぬ大型工事の遅延は業者責任と思われますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず1点目のその機械が遅れたということでございますが、業者に確認しましたところ、その杭打ち機を所有しているところから正当な理由が得られなかつたということです。

それと、2点目の入札時に分かっていたのではないかということでございますが、設計する段階におきまして杭打ち機2台ということで積算はしているところでございまして、実際発注した後にこうした杭打ち機が予期せぬ出来事で搬入が遅れたという結果になっております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） そういう答弁だから、答弁は答弁で。確認をさせていただくのですけれども、業者からは正当な理由は得られなかつたということですね。

次に参ります。この配布された資料を見てください。この資料を見ますと、左側の杭打ち工事ですけれども、ここにその1、その2、共通と括弧書きしております。ですけれども、これはどういう意味なのかなというふうになかなか私も理解できなかつたのです。杭打ち工事は工事主体その1とその2に分かれています。先ほどの説明であれば、杭打ち機は2台あったと。それぞれ業者が発注をしたと。こういう理解をさせていただきました。その上でお尋ねさせていただくのですけれども、両方一緒に搬入が遅れたのでしょうか。一方は大丈夫だったのではないですか。そうすると、片方が間に合っているのであれば、一方は被害者です。工事主体は二つ一緒でないと立ち上がりません。ここに共通だとあります。何が共通なのですか。説明するときにきちんと説明してください。私の頭では理解できません。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

杭工事の遅れた時期でございますが、2台は6月1日から同時に搬入する予定でありましたが、先ほど説明したとおり予期せぬ出来事がありまして、1台目は6月26日に、もう1台が7月1日ということで杭工事を進めたところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 2台一緒に遅れたというのはおかしくないですか。2社とも相手先の都合で遅れたのですか。道内に1か所、それから道外から持ってきたと思うのです、1台しかないのを2台に。そのときにどちらが遅れたのですか。1と2とあるのです。あなたたちの答弁では一緒に遅れたという記述が上がっています。私は違うと思うのです。両方とも遅れたのかどうなのか、その辺はどうなのですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 先ほども説明いたしましたが、1台は6月26日、もう1台が7月1日ということで、同時ではないですけれども遅れたということでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 水かけ論になるので進みます。

次に、地下水位についてお尋ねさせていただきます。

この資料の2枚目、3枚目です。まず、この資料は大変失礼です。あなたたちはこれを見て分かりますか。私は全く建築には素人ですけれども、まずこの左側でボーリングの位置を示しているのだけれども分かりません。このような資料はないです。委員会にこういう資料を出すというのは失礼ではないですか。あなたたちはこれで分かるのですか。それから右側、これは読めますか。この資料を見て理解せよといわれてもできないです。私はもらっても理解できないかも知れない。字も読めないような資料です。今後気をつけてください。

まず右側のボーリング調査地点、ここだけでもいいですから、2回目のときに調査したのがどこなのか、この地点をちゃんとこの図面の中で教えてください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

資料については大変申し訳ございませんでした。今後は気をつけるよう、資料の提出を検討してまいりたいと思います。

それから、2ページ目の右側のボーリング柱状図でございますが、ボーリングの位置でございますが、左側下の図面を見ていただきたいと思います。その柱状図の左側と右側二つありますが、左側がナンバー1となっておりまして、生活改善センターの建物の右横の上側にナンバー1と書いております。ナンバー2でございますが、その右隣、上段部分やや下側のボーリング位置となってございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 今の説明を聞いてもこの図面で理解できませんでした。まあいいです。次に行きます。

この場所は年中道路冠水対策を一般質問しているところです。町民誰もが道路冠水していることは知っています。我々は素人ですけれども、この規模の工事をする建設業者であれば、潮の潮位や地下水位については道からの基準とか潮位表とかそういうものできちんと把握しているそうです。ですから、当然実施設計屋もそういうものできちんと精査をして実施設計に当たっていると。これが業界の中では普通だそうです。それなのに当初の工法ではうまくいかなかった。この1メートルぐらいの潮位差は、厚岸町であ

ればどこで測っても一日に1メートル、2メートルの干満の差はあります。まして港町であるから、あって当たり前です。1メートル幾ら上がりました。満潮のときに測ればなるのです。だけれども、それに基づいて実施設計したのでしょうか。そしたら、この当初実施設計をされた段階で問題はなかったのかどうか。実施設計屋の責任というのはどうなのでしょうか。この辺についてもお尋ねさせていただきます。

また、応札に応じた2社は、実施設計に基づき応札をしております。どのようなプロセスでこの工法に変更になったのか。結果的に変更するということなのですが。この辺についてもう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

このボーリング調査は、設計する段階でボーリング調査をしているところでございますが、調査時は地下水位が地盤から2メートルから2メートル50センチあったということでございまして、施工時におきましては約90センチから1メートル前後ということでありますので、当時は先ほど説明したとおりありますが鋼矢板で自立工法で計画しておったところでございますが、そういった地下水位が高かったということでございますので、施工業者と協議した結果、安全性を考慮して切梁1段を追加して鋼矢板が倒れないようにする方法で変更したところでございます。

応札した2社でございますが、町としましては、その実施設計をした上で金額と工期の設定等を行いまして発注するわけでございますが、指名する業者につきましては、確実に履行できる業者を選定したところでございます。その2社につきましては、工期内に完成できるということで応札されているものと思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 答弁漏れがあります。実施設計の責任者の責任はどうなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 建設課としましては、実施設計業者の責任とは思っていないところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 次に、工期についてお尋ねさせていただきます。

工期延長123日、この内訳は、杭打ち機の遅延で30日、それから地下水位が高かったことによる工法の変更で15日、その後の躯体工事が厳冬期でコンクリートの養生などでサイクルが遅れたことで78日延長となります。こういうふうに理解をさせていただいたのですけれども、この78日の延長でお尋ねさせていただきたい。厳冬期で工事を安全に進めることの説明でございますが、正直言いまして今年は大きな災害もなく、例年より雪も少ない。むしろ工期に影響するような天候不順ではなかったと。雪降りも少なかつたと。むしろ工期が早まるのではないかと。これが世間一般的の感じです。この厳冬期に重なってこんなに遅延したというのは私には理解がし難いのです。当初から工期が短かかったのではと思われます。当初の実施設計の段階からこれだけの工事をやるのに十分ではなかったのではないかと疑念に思います。遅延になった説明でございますけれども、淡々と説明しておられますけれども、なぜ78日延長になったのか改めて説明してください。当初の工期設定に問題はなかったのでしょうか。

うか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この養生につきましては、最初に杭工事が遅れたことによりまして、厳冬期になったということが一つあります。当初は後ろのほうに行って養生はするような形にとっておりましたが、コンクリートに細分化しないと品質に問題があるということで、細分化して養生をしているということでございます。そうしたことありますので、実施設計に問題はないということでございます。当初の工期設定には問題ないということでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 厳冬期、厳冬期と言われますけれども、1枚目の図面を見てください。厳冬期は後からも先からもあまり変わりません。どちらも冬期間を挟んでいます。遅れたことによってと言いますけれども、当初からもう厳冬期に入っています。この図面どおりであればですが。この始まる時期、延長の時期を私は見ますと冬期間に入っています。前後ろずれていますけれども、そんなにずれるのですか。あなたたちは先ほどから一生懸命説明しているけれども、夏にやるべきものが冬になったというなら分かりますが、これだとどちらも厳冬期に入っているのではないですか。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この養生につきましては、基礎の部分のコンクリート打設ということで、その基礎工事の部分が厳冬期に入ったということでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） きちんと資料を出さないと、私は素人ですから一緒にになります。これは説明資料なのです。誰が見ても分かるように、委員長以外はここに建設屋はいないのです。あなたたちはプロだから分かるかもしれない。そういうことではまずいと思うのです。次に行きます。

工期の延長について、北海道の建設工事マニュアルでは、工事受注者は天候の不良など、その責めに帰すことのできない理由その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、工期の延長を求めることができるとなっています。この文面から私なりに解釈をさせていただいたのですけれども、その他正当な理由とは、予測できなかつた事故、資材・建設機械の搬入時期が遅れるなどの理由で工事施工が困難な場合、客観的な理由をいうということですから、この適用書きのところに資材・建設機械の搬入時期が遅れるなどの理由があつた場合はいいですと。困難な場合は延期がいいですと。こういうふうにあるのですけれども、これは括弧書きで前段に予測できなかつた事故の場合という意味だと解釈されるそうです。それぞれ判断は分かれるところだと思うのですけれども、1件建設機械の搬入時期が遅れると、この文面だけを見ると、先ほどの説明では工事の搬入が遅れたからいいというのだけれども、予測の出来なかつた事故、今回のケースはこれに当たるのですか。私はいかがかなと思うのです。この辺の見解についてどのように捉えているのかお尋ねさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長）お答えさせていただきます。

この一般的には予測できなかった事故、資材・建設機械等の搬入時期が遅れたためと、困難な場合は客観的な理由をいうということで、北海道の工事の進め方の本がありまして、それに一般的にはというふうに記載されているところでございます。町としましては、予測できなかった杭打ち機の搬入、その理由が業者に教えてもらっていないかったということでございますが、当初は6月1日から搬入できるということでございましたが、そういう予期せぬ理由で搬入することができなかつたということで、町としてはその両者の責めに帰することのできない理由ということで判断したところでございます。

●委員長（竹田委員）7番、南谷委員。

●7番（南谷委員）この一連の関係で、当然町としては責任の所在がどこにあるのか、弁護士さんやそういうところに相談をされたと思うのですが、この辺については町として今回どういうふうに対応されたのですか。

●委員長（竹田委員）副町長。

●副町長（石塚副町長）町としてどのように対応されたかということでございますが、町としては遅れた理由につきまして、自治体の契約実務の書物やいろいろな判例等を調べた上で、顧問弁護士に相談をした上で、双方の責めに帰すものではないということで判断をさせていただいたところでございます。

●委員長（竹田委員）7番、南谷委員。

●7番（南谷委員）双方ということはどういうことですか。

●委員長（竹田委員）副町長。

●副町長（石塚副町長）受注者と発注者でございます。

●委員長（竹田委員）7番、南谷委員。

●7番（南谷委員）次に参ります。

事業費です。3,457万8,000円の増額となります。財源の内訳について。トータルがどうのこうのではなく、私の聞きたいのは、厚岸町がこの3,457万8,000円に対してどれだけ実質負担をしなければならないのか。先ほどの説明で、今後も同じ3,400万円に対しても当初と同じような率で国なり道なりの助成金を補填することは可能だということは正直なところ評価いたします。追加分丸々ではなくて補助対象になるということですから、それなりに努力をされたということについては敬意を表します。ただ、3,400万円のうち実際に厚岸町がどれだけ負担をしなければならないのか、あるのかないのか。

それから、今回の補正予算計上は7億7,226万2,000円が計上されております。その負担分に今回のこの負担分がどうなっているのか。予算書を見ても分かりませんでした。7億7,200万円のうち補正計上の中に今回の追加の分が含まれているのかいないのか。この辺も含めて説明してください。

●委員長（竹田委員）危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）今回の増額分に係ります財源内訳でございますが、お配

りさせていただいている資料の4ページをご覧いただきたいのですけれども、4ページの上の表には建設に係る全体分の事業費も含めてそれらの財源内訳等を示させていただいております。その左側の事業費という欄の真ん中に今回の工事延期に係る増額分ということで3,457万8,000円があります。この財源内訳がその下に示しております国の交付金1,909万4,000円、それに北海道の補助金が63万6,000円で、公共事業等債、地方債ですが、859万2,000円、緊急防災減災事業債が593万6,000円で、これらを差し引いて一般財源が320万円ということで見込んでおります。ほかのこの増額部分につきましても他の部分と同様の補助の割合ということでございますので、これをさらに交付金の対象部分と対象外部分とに分けたのが下の小さな表になっておりまして、交付金の対象部分が2,864万1,000円になりまして、今ご説明させていただいた国の交付金、北海道の補助金と公共事業等債が充当できるということになっております。

それと、対象外の部分につきましては、緊急防災減災事業債を充当して、それぞれの一般財源が31万9,000円と1,000円ということで、合計で32万円の一般財源の持ち出しということで見込んでいるところでございます。

それと、補正との関係でございますが、今回の3,457万8,000円に係る部分につきましては、実質7年度に施行される部分になりますので、7年度の新年度予算のほうに含まれております。6年度の補正予算におきましては、当初見込んでいた予算を組んでおりました額に対する契約による執行減と、この上の表の年度別予算の欄の6年度中のうち国補正分、これが国の補正で配分が決まった額、これを合計した額で7億7,226万2,000円の補正計上ということになっております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） そうすると、今回の説明ですと、今回の3,400万円の負担部分については、まずは新年度予算の中で7年度の事業だから補填追加分は計上されるということは理解いたしました。

ただ、もう1点、この頂いた資料によると、今回の3,400万円の追加分のうち厚岸町の持分は一般財源から出す32万円だけ負担をすればいいということなのでしょうか。緊急防災減災事業債、これらの差額といいますから、町は関係ないのでしょうか。それぞれ100%出るのですか。交付金と道補助金は分かるのですけれども、公共事業債、それから緊防債、これらも100%なのでしょうか。だから32万円で済むという理解をすることなのでしょうか。それははっきり言ってくれないと。3,400万円があって、今回の追加工事に対して厚岸町は一般財源から32万円出して終わりだということなのですか。この辺をはっきりしないと3,400万円ばかり頭にあるので。きちんと説明してください。緊防債があつて自己負担があるのかないのか、この辺をはっきり言ってくれないと。単純に厚岸町が持つ分が幾らですかと聞いているのですから。一般財源から32万円出すだけでいいのですかということを確認させていただきます。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●10番（堀委員） まず公共事業等債につきましては、交付金の対象部分に充当できる地方債でありまして、交付金を差し引いた額に対して90%の充当が可能となっております。ですので、差し引いた額の残り1割分ということで31万9,000円、さらに対象外の部分の5,937万円に対しては緊急防災減災事業債ということで、こちらは100%充当可能となっておりますので、ただ、最初にお断りしておけばよかったですけれども、公共事業等債、緊急防災減災事業債それぞれその年度の総体の事業費に対してそういう差引きの計算で10万円単位での借入れになりますので、実際にはこの部分というものは借り入れる額がトータルで10万円単位なのですが、この3,457万8,000円に対応する分ということで単純計算してこういった合計で一般財源32万円という額で出させていただいてお

りますが、借り入れる際にはそういうトータルでの最終的な調整がありますので、厳密にはこうではないかも知れないと。それぞれに積み上げるものではないでということをご理解いただきたいとは思いますが、そういう計算上9割ですか100%充当すると目安としてこういった32万円の一般財源の持ち出しということを見込んでいるところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） しつこいようですけれども、1割分が32万円になると。そしたら、緊防債、公共事業債それぞれ100%のものと90%のものがある。残りの分をここに出したから、借りた分、緊防債、これらは借金するわけですから、充当率100%なのですか。その辺もきちんと言ってくれないと。実質のものが32万円で終わるのですかという確認をしているのです。先ほどから食い違っているようだけれども。今の説明だと、借りた残りの差額の分が32万円だというふうに理解をしたのです。そうではなくて、私が聞いているのは本当に厚岸町で持たなければならぬのが32万円でいいのですか、緊防債とかそういうものは100%交付税措置されるのですか、厚岸町の実質の負担は幾らなのでですかと聞いているのです。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 起債の関係について、この交付税措置について私からお答えいたします。

まず公共事業等債のほうは、先ほど危機対策室長からもありました、事業費から補助金を差し引いて、その残りの90%がまず公共事業等債です。それと対象外になります部分は緊急防災事業債、こちらが100%の起債充当となります。起債も借金ですから、町が負担をもちろんすることになります。この中でまず公共事業債、先ほど90%お借りするというふうになりましたが、これに対しての交付税措置が50%、それと緊急防災の100%に対して70%、これはあくまでも基準財政需要額上であります。これは基準財政収入額を引きますとまだ落ちますけれども、その部分が厚岸町には交付税が措置される、数字上ではありますけれども、そういう内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 32万円は一般財源から出すけれども、今の説明ですと交付税措置されない部分がまだあります。それは厚岸町が負担をしなければならないで、先ほどから聞いているのはこの数字が総体で幾らですかと聞いているのです。だから32万円の財源を充てて税金は作りますというのは予算の話であって、私が聞いているのは実質厚岸町が持たなければならぬのが幾らですかと聞いているのです。アバウトでいいですか。32万円だけでいいのですかと聞いているのです。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今の総合政策課長の答弁の後のご質問にお答えさせていただきます。

公共等事業債は50%の交付税措置でございますので、ここに記載している859万2,000円の半分は単純な町の借金であります。それから、対象外の部分、緊急防災減災事業債については70%の交付税算入となりますので、30%については交付税にも算入されませんので、単純に町の借金という形になります。ただ、先ほど総合政策課長が申し上げたとおり、基準財政交付税には基準財政収入額、基準財政需要額とありますので、需

要額は返すほうの金額です。その差額という部分もありますので、厳密にはその金額にはならないということでございます。金額は、おおよそ今まで単純に計算すると交付金対象額については 50 % ですから 429 万 6,000 円が交付税算入にならない額で単純な借金です。それから、対象外の緊急防災減災事業債については 178 万円、30 % 分になりますので、これが単純な交付税措置のない地方債となります。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 初めからそう言ってくれればいいのです。これだけを見ると一般財源から 32 万円だから 32 万円で済むのかというと、そうならないと思うのです。3,400 万円だよと花火を上げられて、負担が追加だよと。だけれども今の話ですと、630 万円ぐらいのものは町は負担をしていかなければならないというふうに試算をさせていただいたのですが、よろしいですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほども申し上げましたが、あくまでこれは元金に対する計算でございまして、それと基準財政交付税の仕組み上、基準財政需要額から収入額を引いた分が交付ということになりますので、単純にこの数字ということは言い切れませんが、委員がおっしゃった単純な分かりやすい計算としてはこのようになります。利息分は含んでおりません。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 次に参ります。

工程表の中央部分を見てください。この工程表のちょうど真ん中です。土木工事、山留め工事と杭打ち機工事の真ん中に、2月 18 日、受注者正式通知とあります。ということは、受注者から 2 月 18 日に初めてこの遅延について報告を受けたというふうに理解をさせていただくのですけれども、私は 2 月 25 日に議員協議会で初めてこの遅延の説明を受けました。このときの説明では、1 月に、中旬かどうかは忘れたのですけれども、相談があったそうでございます。その後、町としても道なり何とか模索をしてきて奔走されて、先ほどの質疑にあったような苦労をされて、道なりのお願いをしてきたというのは私も敬意を表します。ただ、今回の遅延が発生している発端はもっと前なのです。それが年明けて分かりましたというような説明なのです。普通、工事受注者は一定期間で発注者に対してこの業界では報告書なり中間報告書を出していると思うのです。あなたたちには監督義務があると思うのです。それが、1 月に報告を受けました、相談を受けました。私は業界に携わっている人間ではないから分からぬのですけれども、これくらいの工事をやるのに 1 月まで中間報告書も何も……もしそれにちゃんと記載がなければいかがなのですか。私はその業界のことは分かりませんが、全くそういうことに関して知らなかつたでは私は済まされないと思うのですがいかがですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 緊急議員協議会でも説明はさせていただきましたが、私から経過だけ説明を再度させていただきたいと思います。1 月 23 日に担当に工事が遅れそうだという一報が入りまして、そのときには正確にどのくらい工期が遅れるかという部分と、工期が遅れることでどの程度費用がかかるのか、それと遅れる理由がどういったものなのかということを精査する必要がありましたので、その精査を行ってまいりました。おおむねの事業費等がまだ正確な数字は出ていませんでしたが、工期が遅れることで費用

が増えた場合は財源の確保等も必要になりますのと、先ほど私でお答えさせていただいた顧問弁護士への相談というのもありますて、2月6日に私と担当で北海道の建設部には事業費が増加した場合の補助金と財源の確保について、それから法律事務所の顧問弁護士に対する相談ということで札幌まで出向いております。町に正確に報告があったのが、2月18日に建築主体業者がそろって町に正式に工事が遅れるという報告があったところでございます。工事が遅れたことについては、そのときにちゃんとした理由の説明が町にあったところでございます。

途中経過については、そのときには受注者としては何とか遅れを取り戻そうということで努力はしてきたのですが、どうしても冬場のコンクリート打設という部分もあって工事が間に合わないということの報告でございました。詳細については建設課長からご説明させていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この工事につきましては、令和6年5月1日に工期が開始したということでございます。現場事務所におきまして建築主体、電気設備、機械設備、施工管理業務の業者とそれぞれの受注者と合同で毎月1回定例会を開催して打合せをしているところであります。また、必要に応じて現場確認や打合せ等を行っているところでございます。

そういう定例会議の中でもその杭工事の搬入の遅れによるものがあるというのは分かっていたところでございますが、建築主体と施工管理業者といろいろと打合せを行なながら遅れた工程の短縮に努力したところでございますが、先ほども副町長から説明があったとおり、厳冬期の山留め、それはあれなのですけれども、躯体工事の工程の細分化によりまして遅れたということです。

そういう定例会をやってきたところでございますが、12月に入りまして、その建築主体のほうからは約1か月半遅れるということでございましたので、町としましてはその遅れた理由、それから、建築主体だけではなくて電気から設備からありますので、それらも含めて今後どのくらい工期がかかるのかという指示をしたところ、最終的に2月18日に建築主体に通知がされたという内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） あきれてしまう……。議会としては、その工期の延長については議会に権限はありません。報告しなくとも変更は可能です。だけれども、こういう契約の場合、金額が変わるということは当然議会の承認が要ります。違いますか。少なくとも工法が変われば金額が変わると私は思うのです。工法を変えたのはいつですか。水位が高くて工法を変えています。それはお金が同じであれば期限が努力で賄えればいいです。でも少なくとも工法を変えることによって金額が動くと私は推測するのです。それもこの工法を変えているのは2月や1月ではないのです。もっと早いのです。なのに今のあなたたちの説明では、私の頭では整合性がないのです。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

設計変更に当たるということでございますが、あくまでもその山留め工法の設計は参考でということでございますので、受注者が施工前に協議検討して監督員の承諾の上施工しておりますので、現場の状況や安全性を考慮した工法を検討し、承諾した後に施工開始ということでございますので、当初からの設計変更の対象にはならないとなっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 金額も変わらないのでしょうか。金額については議会でもそれをきちんと精査する義務があると思うのですが。設計をするのは報告がなくても構わないです。それによってお金が動かないのであればいいけれども、全く新たな工法をやるわけだから動くのではないですか。それであれば契約の数字と変わります。これに対して議会に何もないというのをおかしくないですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 金額につきましては、設計変更を行っていないということで増額に当たらないということでございます。あくまでも安全性を考慮して事業費の中でそういう取組をしてやってきたということでございますので、設計変更の対象にはなっていないところでございますので、金額の増額ということにはなってございません。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） この内容についてきちんと説明してくださいと最初にお尋ねしたのです。このそれぞれの工事の増額になっている内訳を教えてくださいと言ったのです。あなたたちはきちんと答えてくれなかつたのです。違いますか。工期の延長だとかそういうことによってという大雑把な話で、そしたら今の答弁では、金額についてはこの工法に変えたことについて変更はなかつたと。そういうことでやっていけると。こういう理解をしてよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 委員のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●7番（南谷委員） 次に参ります。

私は今回ほど議案に対して非常に悩んだことはありません。はっきりいって私の勉強不足で理解ができなかつたのです。私自身も厚岸町の皆さんのが一日千秋の思いで防災センターの完成を待ち望んでいると思います。私ももちろん一日でも早い完成を待ち望んでおるわけでございますけれども、それぞれ所管のさんは自分の課に課せられたものについては非常に苦労なさっている。そのことは分かります。ことに当たつて国や道にもかけ合つて、なるべく穩便にという取組をされておられます。いつも結果だけ議会に説明しているのです。もう少し財源を担う総合政策課、建設を推進する建設課、商工会との関係も出てきます商工観光課、窓口である防災課、トータルの話とかそうなつたら、はっきりいって窓口はどこなのか分からないです。それぞれ自分のところのことは一生懸命やっているのだけれども、もう少し連携をきちんと取らなければならないと私は思うし、今後こういうことについてもきちんとしっかりと取り組んで、一日でも早い完成に努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 町の取り組む体制でございますが、関係する危機対策室、それから工事の監督等を行う建設課、財源の確保する総合政策課、できた際の管理を行う予

定である町民課、これまでもそれぞれの課が協力して行っておりますので、その辺についてはご理解をしていただきたいなというふうに考えてございます。

工事の完成に向けて町民も早くできてほしいとの思いは当然委員がおっしゃるとおりあるかと思いますので、私どもとしても、工期は今回遅れますけれども、当初の工期予定の6月30日にまでには現在のところ躯体は上がる予定であります。仕上げとか設備とかそういう部分は全くまだできない状態ではございますが、それで、工期は遅れますけれども、町民の避難という部分はやはり厚岸町の責任としてもしっかりとやっていかなければいけないということで、躯体が上がる予定の6月30日以降については、もし有事の際、なければ一番いいのですが、津波等が発生した場合は、試験的でも何でもということとで町民の避難に使えるようなことについては受注者とも調整をしておりますので、その辺もご理解を頂ければと思います。遅れたことについては大変申し訳ございません。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●7番（南谷委員） はい。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●10番（堀委員） 今、7番委員の質疑の中で何点か疑問に思ったので質問させていただきたいのですけれども、今回昨年の4月26日に臨時会を開いてやつて、6月30日末での工事というものが発注されたわけなのですけれども、今副町長もおっしゃったように、一日でも早い完成というものが必要な施設だというふうには理解をします。それで、この工程表を見たときに、内仕上げ工というのが当初では2か月半で見ているのです。2か月半ですから75日です。これが変更では120日というふうになっているのですけれども、ここで45日増えているのですが、先ほどのいろいろなやり取りの中で、遅れた工程の短縮のために業者側も努力していたと言うのですけれども、なぜこの仕上げ工が当初予定の75日から120日に45日増えたのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

電気と機械それぞれ45日遅延するということでございますが、当初の時期から遅れたことによりまして、当初計画していた人の手配とか、そういった社会情勢上今後予想されない出来事も想定された上でこういった遅延の延期ということで、45日の延期ということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●10番（堀委員） 予期できないものというのは当然当初から見込んでいるはずなのです。予期できることで伸びるかもしれない。その上での当初の75日なのです。これが仮にずれたからといつても、やはりそれは当初の予期せぬものとして見込めるのではないかですか。わざわざ120日まで45日間増やす必要は全然見当たらないのですけれども、今の答弁でいいのでしょうか。今回の変更というのが例えば工事部材費が上がった、人件費が上がった、工法が変更になったとかというような形の中で工事費が上がったとかというのであればいろいろそういうところでも考慮できるのでしょうかけれども、今回は期間が伸びたことだけによって現場管理費や一般管理費、共通仮設費の諸経費といわれる部分が増額になった分の変更なのです。やはり遅れた工程の短縮のための努力というのであれば、当然ここだって業者としては75日で仕上げなければならない責任というのがあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

当初計画していた内容で、それからその工事自体が遅れたと。建築主体等が遅れたことによりまして、当初は社会通念上その事業とか釧路管内とか道内の大型事業とかは予測していたところなのですけれども、さらに発注後におきまして、道東の大型事業とか大型病院または乳製品の工場等の大型工事によりまして労務者の確保が難しいことが、45日の遅延の一つの要因ということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●10番（堀委員） 他の工事ではないのです。この現場をやるために受注者は受注もしているし、当然そういった中で人工の手配もしているはずなのです。今のが理由として成り立つのだったら、どんなものでも工期など成り立たなくなるのではないか。

それと、今回杭打ち工事の機械の搬入や、土工事なりの地下水位が高くといったものがありました。それぞれ現場不符号というものを現場から申入れがあったのはいつなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

まず日数の延期でございますが、当初は30日を見ていたのですけれども、その躯体工事の遅れによりまして、それぞれ電気とか機械とかが入ってくると。そして、この工事をやったときに工事が入ってくると。それによりまして遅れが生じてくるということです……。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） すみません。例えで説明を私からさせていただきます。

例えば、これは住宅ではありませんけれども住宅の工事をやるときに内装工事が入りますといったときに、躯体の一部ができていないというときは一部しか進めることができない。結果的にはこの仕上げについても、今建設課長が言おうとしたのは、電気設備とか機械設備とかについてもできている部分できていない部分はあるので、その分のやる仕事は同じなのですけれども日数的にはそういう事情で延びてしまうということです……。私も素人なものですから例えが難しくて。ただ、現実に住宅工事とかでもそういうことは実際に起きますので、今回はほかの工事が遅れたおかげで、そういう事情が発生してしまうということでございます。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） もう1点の山留めの不適合でございますが、8月上旬に現場か

ら出てきているところでございます。

● 10 番（堀委員） 不符合ではないのですか。

● 委員長（竹田委員） 建設課長。

● 建設課長（堀部課長） 杭打ち機の搬入の遅れにつきましては協議ということで現場の不適合とはなっていないところでございます。

● 委員長（竹田委員） 10 番、堀委員。

● 建設課長（堀部課長） 工程の重要な部分を占める杭打ち機が遅れることによって工程自体がずれてしまう。だからやはりそれは不符合としてちゃんともらわないと駄目だというふうに思うのですけれども、それが大きな問題ではないのでそれはいいのですけれども、ただ、やはり現場代理人と工事監督員、施工管理業者といった中では疎通が悪いのではないかかなというふうには思いました。本来であれば杭打ち機が遅れたというのをきちんと現場から上げるようではないと、現場代理人の資質自体も問題があるのでないのかと私は言わざるを得ません。

それと、杭打ち機が遅れるという協議は実際にはいつ行われたのでしょうか。

● 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 36 分再開

● 委員長（竹田委員） 再開します。
建設課長。

● 建設課長（堀部課長） 協議につきましては 5 月中旬ということでございます。

● 委員長（竹田委員） 10 番、堀委員。

● 10 番（堀委員） 今中旬と言われたけれども、協議した日がいつなのかということはちゃんと記録で残さないと駄目ではないですか。ましてやそういう重大な協議です。いつやったのですか。はっきり答えてください。

● 委員長（竹田委員） 建設課長。

● 建設課長（堀部課長） お答えいたします。
5 月 14 日となってございます。

● 委員長（竹田委員） 10 番、堀委員。

● 10 番（堀委員） やはりちゃんとこういうものは書面として記録として残っているはずなので、そういう日にちがそちらでごそごそとやらない中でも記録を見て何日にやったというものを答えていただきたいというふうに思います。

5 月 14 日に杭打ち機が遅れると言ったのですけれども、業者が分かるのはそのもつと

先だと思うのです。今回例えば4月26日に議決を得た中で5月1日からの工期というふうになっていたのですけれども、実際に当初であれば6月1日から杭打ち工事が始まるという工程でした。ということは、1か月間は準備工、例えば現場整地や確認作業、仮設材の搬入とかそういったもので1か月間かかるのだということでやって、実際に6月1日から当初であれば杭打ち機が始まる。でも遅れたというのであれば、この準備工自体が無為にこの30日間が少なくとも無駄な期間として既に発生してしまっているというふうに思うのです。この点についてもやはり工程管理がどうなっているのかということは、やはり監督員との現場代理人、施工管理者というものがどのように押させてたのか、これについてはどうなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

1か月の間でございますが、委員のおっしゃるとおり準備工、または今後の施工計画図等の期間として1か月間ということで設けているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●10番（堀委員） これを見ても1か月間は無駄に最初にもう期間をとってしまっている。それが75日プラス先ほど言った45日という、ここでいうと30日、これだけでもはつきりいって75日間が無駄とされるのですけれども、杭打ち機が本当に遅れたことが全ての諸悪の根源というふうになるのですけれども、協議が5月14日にされた、ただ、当然業者自体はもっと前には分かっているはずなのです。相手方がいつ工事が完了して、それがいつ搬入可能なんだという。恐らくこちらからも急かしてはいたと思うのですけれども、実際に現場代理人が機械の搬入が遅れるというのを分かった日というのはいつなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

業者が遅れるということが分かった日は町では分かっていないところでございまして、5月14日に現場代理人から町に報告があったということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●10番（堀委員） それで、今回工事延長の期間が延びることだけによって諸経費が変わって金額が増えたと。これが今後例えば今120日見込んでいた仕上げ工が全て90日で終わるという場合、当然業者だって工程短縮のためには努力はするのでしょうか。そういう場合、請負金額の変更とかというものは起こり得るのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

工期の短縮につきましては、それぞれ建築主体、電気工事、機械工事等、全てにおいて協議した結果、こういった4か月の延長ということでございますので、140日が90日ということは現在考えておりませんので、減額の変更とかにはならないというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

● 10番（堀委員） 今日は工期が伸びたことによっての変更なので、工期が短くなれば変更してもいいのではないか。はつきりいって努力すれば幾らでも、極端な話ですけれども23時間でも働いて仕上げれば幾らでも早くはなるのです。ただ、75日間というものを当初見込んでいたものを120日まで見なければ駄目だというところには、全然業者の工程短縮のための努力というのが見てこない。やはりそういった意味では今後の努力を促す意味でも生産変更というものは考えてもいいのではないのかなというふうに私は思います。

あと、疑問に思ったのが、これは部分検定や部分払いというものは昨年末とかは行つたのでしょうか。

● 委員長（竹田委員） 建設課長。

● 建設課長（堀部課長） お答えいたします。

部分検定でございますが、今月末に行う予定となっております。

● 建設課長（堀部課長） 10番、堀委員。

● 10番（堀委員） 年末ではなくて年度末に支払うような動きの中でやるということですか。分かりました。

今回、現場不適合もいろいろあって、あと現場代理人や現場監督員、施工管理者、それぞれ連絡などもなかなかうまくいっていないような中でこのような状況になったといった中で、例えば工事成績表というものを当然各工事ごとで出すというふうに思うのです。当然この工事に関してはそれぞれの施工業者は全社やはり施工成績というものを低く見ざるを得ないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

● 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前 11時 47分休憩

午後 1時 00分再開

● 委員長（竹田委員） 再開します。

10番、堀委員の質問に対しての答弁から始めます。

建設課長。

● 建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

請負工事、成績評定でございますが、今回その杭打ち機の搬入の遅れということでございますが、業者の責めに帰すことができないということありますので減点の対象にはなりませんが、建設課としては、請負工事成績評定の採点方法に基づきまして肅々取り進めていきたいと考えております。

● 委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

● 10番（堀委員） 分かりました。厳正な審査の下、成績評定をしていただきたいなと思います。

この際ですから、今回のこの工事だけに限らずいろいろな工事の成績評定というものを町のホームページなどでも公表していったほうがいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

重要な課題であります。これから評価を含めた点数関係については、他の事例等ではどうなっていますか、厚岸はそういう点はやっていませんけれども、そういう点を考えますと、今後の課題として一つ研究させてください。よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●10番（堀委員） 分かりました。町民の目にもこの工事がどのくらいの成績で行われたのかというものをしっかりと分かるようにしたほうがいいのかなというふうに思いますので、ぜひ検討してください。

今後は冒頭で言ったとおりできるだけ速やかに施設の完成というものをしていただきなければならぬといったときには、これからやはり工事監督員や現場代理人に対しては、工事の日報や旬報のしっかりととした管理、また、施工管理業者においては各工区が順調に調整をとった中で、工事がこれからの中で滞ることがないようなものというものをしっかりと町からも指示していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回の遅延につきましては、私自身も発注者として誠に残念に思っております。先ほど来から南谷委員の質問にも担当課長から、また関係課長からそれぞれ答弁をいたしておりますが、今回の遅延については当事者の義務遂行を妨げる事実があったものと認め、遅延に対する対応をいたしております。

今、今後の課題についてもお話をありました。私もそのように考えております。やはり請負契約の重さというものは何なのかということを常に相手のほうは考えていかなければならぬものであると思います。しかもいい仕事をしてもらう立派な建物を作っていただく、そういう気持ちが今回私も反省点としてあるわけでございまして、今後の大変なやはり重要な課題についても対応していくなければならない。しかも今回は公金を使っての大型工事でありますので、そのことも十分に相手のほうも考えていただきたいという気持ちに立たされたわけであります。どうかそういう気持ちがあることをご理解いただければと思うわけでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員、よろしいですか。

●10番（堀委員） 町長の思いというのも十分伝わりました。

先ほど来言ったとおり、監督員、現場代理人、あと施工管理業者に対して先ほど言ったようなしっかりとした指示というものをやはり町からしていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） そのことも含めて相手のほうにきつく今回の問題については対応してまいりたいというように考えますので、ご理解を頂ければと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●10番（堀委員） はい。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

初めに、議案第33号 工事請負契約の変更についてお諮りします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 工事請負契約の変更についてお諮りします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 工事請負契約の変更についてお諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 工事請負契約の変更についてお諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 工事請負契約の変更についてお諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 工事請負契約の変更についてお諮りします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案審査特別委員会に付託された議案6件の審査は終了いたしました。

よって、議案審査特別委員会を閉会いたします。

午後4時34分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年3月7日

条例審査特別委員会

委員長